

介護職員等処遇改善加算について

当事業所では、職員の処遇改善や人材確保を通じて、安定したサービス提供体制を維持するため、介護保険制度に基づく「介護職員等処遇改善加算」を算定しております。

<この制度の目的>

介護職員等の安定的な処遇改善を図ることを目的としています。具体的には、介護職員や従事している職員の賃金改善に充てることが義務付けられ、職員の給与の底上げと他産業との賃金格差や人手不足の改善を目指す制度です。

<介護職員等処遇改善加算運用の詳細>

対象職種：デイサービスに従事するすべての職種に対して賃金改善とします。

算定要件：加算算定法的基準要件を満たしております。

<介護職員等処遇改善加算算定の詳細>

算定する加算：介護職員等処遇改善加算Ⅱ口

対象：介護保険でデイサービスを受けている方が対象です。

算定方法：1 か月あたりの総単位数(各個人の1 か月総単位数)に、加算率 12.5%を乗じて算出いたします。

介護職員等処遇改善加算として定められた額を諸定額に加算します。

令和 8 年 6 月 1 日

リハビリスタジオ MOVE ON